

介護職員キャリアパス規程

有限会社山起会ライフサプライ

(目的)

第1条 この規程は、介護職に従事する社員及びパートタイマーのキャリアパスに関する事項について定めたものである。

(適用範囲)

第2条 この規程は、介護職担当の社員またはパートタイマーとして採用された者に対して適用する。

(社員の給与)

第3条 介護職社員の基本給及び職務手当と資格手当は、別表1及び別表2に定めるキャリアパス要件に基づき、本人の職務内容、資格、経験、技能、勤務成績等を考慮して各人ごとに決定する。

(パートタイマーの時給)

第4条 パートタイマーの時給額は、別表1-2による最低時給額を下回らないように、本人の職務内容、資格、経験、技能、勤務成績等を考慮して各人ごとに決定する。

(パートタイマーの正規雇用への転換)

第5条 パートタイマー勤続2年以上の者で、本人が希望する場合は、正規雇用に転換させることがある。

2 転換時期は、4月1日とする。

3 転換の要件、及び基準は下記の全てに該当すること。

- ① 別表1-2による2等級以上の者
- ② 勤務成績、勤務態度が良好である者
- ③ 正規従業員と同様の勤務時間・日数で勤務可能な者
- ④ 所属長の推薦があり、会社の面接に合格した者

附則

この規程は、平成27年4月1日から施行する。